

特命随意契約理由書

757

件名	資源化業務に係る古紙・びん・缶等の売却（10月分）
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・委託、 <u>その他</u> （売却）
工事場所 （工事案件のみ）	
概要	区内で回収された資源物を売却できるよう処理をした後、再生資源として資源化ルートに乗せるものである。
選定理由	（1）資源回収・資源化業務の受託業者であり、同一業者が本業務を実施することにより、効率的に資源化ルートに乗せることができる。 （2）清掃事業が東京都から千代田区に移管される平成12年度以前から資源回収をしているという実績もあり、平成12年3月27日には「長年にわたり培ったお互いのパートナーシップに基づき、今後ともごみ減量・リサイクル事業推進について、必要に応じ協議するものとする」とした協定書を交わしている。 以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称 千代田区リサイクル事業協同組合 住所 東京都千代田区飯田橋2-12-1
※契約年月日	令和4年9月15日
※契約金額	2,082,350 円（消費税を含む）※支出限度額（単価契約）
契約期間	令和4年10月1日から令和4年10月31日まで
担当課	千代田清掃事務所
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

771

特命随意契約理由書

件名	常盤橋公園出土品展示施設整備修正実施設計業務（第726号）
種類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	令和3年度に実施した「常盤橋公園出土品展示施設整備工事設計業務（第719号）」にて、区立常盤橋公園内の国指定史跡常盤橋門跡常盤橋の復旧工事に出土した、木材や石材の保存処理及び園内における展示場所の整備を行うための設計を行った。本業務は、この成果を活用して追加、修正し、工事に向けた実施設計を行うものである。
選定理由	当案件について、令和4年8月26日に公募制指名競争入札を行ったが、予定価格内の応札がなく、不調返戻された。そこで、下記業者と交渉したところ、価格、条件を変更せず本案件を請け負えることとなったため、契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社文化財保存計画協会 住 所 東京都千代田区一ツ橋2-5-5 岩波書店一ツ橋ビル
※ 契約年月日	令和 4 年 9 月 16 日
※ 契約金額	2,926,000 円（消費税を含む）
契約期間	契約締結日の翌日から令和4年10月31日
担当課	環境まちづくり部 道路公園課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件名	千代田区公衆無線LANサービス提供業務（本庁舎1階増設分）
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	本庁舎1階区民ホール部分に公衆無線LAN設備を区が設置し、来庁される区民、来訪者等に情報提供・発信を行っているところであるが、来庁される方の更なる利便性向上のため、1階国共用ホール部分に公衆無線LANアクセスポイントを設置し、サービスエリアを拡大する。
選定理由	平成27年度から、エヌ・ティ・ティ・ブロードバンドプラットフォーム株式会社が提供するアプリケーション「Japan Connected-free Wi-Fi」で千代田区公衆無線LANサービス（CHIYODA Free Wi-Fi）を開始した。開始するために、アプリケーション提供事業所のグループ事業者である下記事業者にアクセスポイント等の環境整備の施工を実施した。 既設の機器に接続するため、その他機器、設備、情報処理システムと密接不可分の関係にあり、同一の者以外では責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明、故障修理など対処が困難になるなど業務履行が達成できない。 以上のことから、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称 東日本電信電話株式会社 住所 東京都港区西新橋2-33-8
※ 契約年月日	令和4年9月12日
※ 契約金額	1,980,000 円（消費税を含む）
契約期間	契約締結日の翌日から令和5年3月31日
担当課	政策経営部 IT推進課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれていません。

特命随意契約理由書

770

件名	西神田仮排水機所施設修繕工事 (第506号)
種類	工事: <u>土木</u> ・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他 物品: 物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	千代田区西神田三丁目5番先
概要	本工事は、西神田仮排水機所を良好に維持するために行うものである。
選定理由	<p>本工事の対象ポンプは、排水機所のポンプ全体の定期点検、故障時修理を行う際、排水ピット内の水を排出するために使用するポンプである。</p> <p>当該ポンプは設置から30年以上経過しており、その保守部品等はポンプの製造業者しか保有していない。また、ポンプの分解整備にあたり、組みつけ後に回転部の微調整などを含め加工などを行う必要があり、整備にあたり当該ポンプの構造等を熟知している必要がある。</p> <p>については、当該ポンプの製造を行った会社であり、保守部品を保有し構造等を熟知している下記業者を本工事の契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名称 クボタ環境エンジニアリング株式会社 東京ポンプ営業部</p> <p>住所 東京都中央区京橋2丁目1番3号</p>
※ 契約年月日	令和 44年 9月 27日
※ 契約金額	4,950,000 円 (消費税を含む)
契約期間	契約締結日の翌日から令和5年3月31日まで
担当課	環境まちづくり部 道路公園課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件名	全庁 LAN ネットワーク用配管増設業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品 <u>委託</u> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	いきいきプラザ一番町（あんしんセンター麹町）で利用している基幹系システムに対して、故障時等のバックアップ用回線を敷設するため、新たな建物配管を増設する。
選定理由	<p>既設の建物配管への増設を検討していたが、既設配線で埋まっていた追加できないことが判明したため、新たな建物配管を増設のうえ、回線ケーブルを追加することとなった。</p> <p>しかしながら、回線ケーブルを追加する場合、電気設備に近いとお互いが干渉する可能性もあるため、電気設備図面等を確認のうえ、配管ルートを決定する必要があるが、いきいきプラザ一番町については、竣工時から更新された電気設備図面等がない状態である。</p> <p>そのため、同施設の電気設備に精通している事業者による施工でない場合、業務の履行が達成できないものである。</p> <p>上記の理由により、同施設の電気補修工事等を7年間にわたり実施している事業者である下記の業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名称 東京都千代田区麹町3丁目1番地</p> <p>住所 高清電気工業株式会社</p>
※ 契約年月日	令和 4 年 9 月 1 日
※ 契約金額	1,094,500 円（消費税を含む）
契約期間	契約締結日から令和4年9月30日
担当課	IT推進課
根拠規程	地方自治法施行例第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

755

特命随意契約理由書

件名	粗大ごみ申告受付システム移行に伴うデータ抽出・機器撤去 作業業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	粗大ごみ申告受付業務を受託する事業者の変更に伴い、当該業務に係るデータを粗大ごみ申告受付システムから抽出し、その後、当該システム用の端末機器を撤去する。
選定理由	対象の受付システムは、令和4年4月1日付け、契約番号第342号の「粗大ごみ申告受付業務」にて使用している。 この契約の相手方は下記事業者であるため、業務の性質上、他事業者への委託は円滑な業務遂行等の妨げになる。 従って、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称 公益財団法人 東京都環境公社 住所 墨田区江東橋4-26-5
※ 契約年月日	令和 4 年 9 月 9 日
※ 契約金額	1,100,000 円 (消費税を含む)
契約期間	契約締結日の翌日から令和5年3月5日まで
担当課	環境まちづくり部 千代田清掃事務所
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

768

特命随意契約理由書

件名	街路樹フォローアップ診断・器機診断業務（第329号）
種類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	区内の街路樹の診断を行うもので、令和3年度に下記業者が受託した「街路樹フォローアップ診断・機器診断業務」に引き続き、健全な道路維持のため区内全街路樹の状態を把握するものである。 また、区内の街路樹の特性を踏まえ、より効果的に診断を実施していくため、東京都発行の街路樹診断マニュアルを基準にしつつ千代田区の街路樹に特化した診断マニュアルの作成を行う。
選定理由	本業務を実施するためには、下記の条件を満たす必要がある。 ① 令和3年度に実施した診断と同一の判定で診断業務が行えること。 ② 対象となる街路樹は、様々な樹種があり、その診断を行うためには、専門的な知識を有する樹木医によって樹勢を慎重に判定できること。 また、都心部という特異的な環境で生育している街路樹のため、より専門的な知識を有する樹木医による診断ができること。 ③ 東京都発行の街路樹診断マニュアルの作成・改定作業を行っていること。 契約の目的を達成するためには、能力その他の複数の条件を満たすことが必要であって、一つ一つの条件については、それを満たすものが複数存在するが、すべてを満たすものが1者に特定される。 以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称： 一般社団法人 街路樹診断協会 住 所： 東京都港区高輪三丁目4番1号
※ 契約年月日	令和 4 年 9 月 21 日
※ 契約金額	7,960,810円 (消費税を含む) ※ 単価契約のため、契約金額は支出限度額
契約期間	契約締結日の翌日から 令和5年3月31日
担当課	環境まちづくり部 道路公園課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

件名	庁内ネットワーク更新に伴う共通基盤搭載システムの移行業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	庁内ネットワーク更新に伴い、食品総合システムを共通基盤搭載システムへ移行するための業務を委託する。
選定理由	<p>現行システムは平成29年4月より、稼働・運用を行っている。 本システムは、開発業者の所有するパッケージソフトを、カスタマイズする方法で開発されたため、開発業者が知的所有権を所持している。本区はその使用权がある。 プロポーザルの条件として保守委託を開発事業者に委託することにしてはいたほか、本システム稼働を適正に管理運営できているのは、設計開発に伴う知的所有権を現在所持している、開発業者に限られており、一般競争入札になじまないものである。 よって、履行内容を十分評価できる下記業者を契約の相手方として指定する。</p>
契約の相手方	<p>名称 株式会社WorkVision 住所 東京都品川区東品川2-2-4 天王洲ファーストタワー</p>
※ 契約年月日	令和 44 年 9 月 28 日
※ 契約金額	3,080,000 円 (消費税を含む)
契約期間	契約締結日の翌日から令和5年1月31日
担当課	保健福祉部生活衛生課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件名	作問室用パソコン設定業務
種類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品 (委託) その他 (賃貸借)
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	九段中等教育学校の入学者決定にかかる適性検査問題作成で使用するパソコンの OS (Windows8.1) のサポート期限切れに伴い、新たなものに置き換える。 パソコンの正常稼働及びセキュリティ対策に万全を期すために、その設定作業を委託する。
選定理由	下記業者は、平成 31 年度に本校ネットワーク全体の ICT 教育システム構築、サーバ等ネットワーク機器等更新を行い、以後運用保守業務を行っているところである。 本業務は、作問業務に使用するパソコン及び作問のための情報収集に使用するインターネット閲覧用パソコンを使用するための設定作業であり、既設の機器、設備、システム等と密接不可分の関係にあり、同一の者以外では責任区分が不明確になる。また、故障発生時の原因究明・故障修理など対処が困難になる等、業務の履行を達成できないものである。 以上の理由により、本校のネットワーク全体を構築し、管理している下記業者を契約相手方に選定する。
契約の相手方	名称 株式会社 内田洋行 住所 東京都江東区東陽二丁目3番25号
※ 契約年月日	令和 4 年 9 月 21 日
※ 契約金額	682,000 円 (消費税を含む)
契約期間	契約締結日の翌日から令和4年10月31日
担当課	九段中等教育学校 経営企画室
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

746

件名	合同子ども会劇団公演業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・委託 その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	幼稚園、こども園、保育園に通う5歳児を対象にした観劇会を実施し、児童の豊かな情操を養う。
選定理由	① 公演を委託する団体の条件としては、5歳児を対象とした内容の演目が提供でき、かつ希望する公演時間（1時間程度）で実施可能であること。 ② 担当教諭が、3つの劇団の6つの公演を下見し、その報告を基に上記①の条件を満たせるかどうか、また、子ども会を実施する会場での上演が可能かどうかを、幼稚園、こども園、保育園全園で評価、検討した結果、下記劇団の演目を採用することに決定した。上記の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称： 劇団かかし座 所在地： 神奈川県横浜市都筑区南山田町 4820-1
※ 契約年月日	令和 4年 9月 1日
※ 契約金額	1,220,054 円（消費税を含む）
契約期間	契約締結日の翌日から令和4年11月16日（水）まで
担当課	学務課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

件名	個人情報保護法改正に伴う新制度整備支援業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	令和3年法律第37号による改正後の個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「新法」という。）の運用にあたり、区職員が把握すべき事項の周知を目的とする研修業務及び新法に規定される個人情報ファイル簿を作成する際の個人情報取扱事務の見直し業務や区職員に対する説明会の実施等の支援業務を委託する。
選定理由	本件業務では、区職員が作成する個人情報ファイル簿に根拠法、根拠条例として例規名が記載されている場合は、当該根拠法等について、区例規検索システムへのリンク作成を要する。当該リンク作成業務に当たり、区例規検索システムのデータベースにリンクすることができるのは、例規データベース維持管理業務を委託している下記事業者のみである。 以上の理由から、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称 第一法規株式会社 住所 東京都港区南青山二丁目11番17号
※ 契約年月日	令和 4 年 9 月 9 日
※ 契約金額	1,265,000 円（消費税を含む）
契約期間	契約締結日の翌日から令和5年3月31日まで
担当課	政策経営部 総務課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれていません。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件名	常磐橋修理工事に伴う専門委員会運営協力及び報告書作成業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	本業務は、平成 23 年から令和 2 年まで実施してきた常磐橋修理工事の成果記録や保存内容を検討するための専門委員会運営を協力するとともに、文化財修理報告書作成を行う業務である。
選定理由	<p>本業務は、常磐橋修理工事（以下「本工事」という。）の施工方法や成果記録を議論する場として専門委員会を開催し、学術経験者や関係機関との連絡・調整を行うとともに、文化庁の補助事業である『国指定史跡常盤橋門跡常磐橋修理工事報告書』を作成する業務である。</p> <p>本工事は、全国でも数少ない石造アーチ橋の復旧工事であり、極めて専門性が高いものである。本工事の設計・監理業務は、平成 23 年から継続して下記事業者が行っており、同様に平成 28 年から専門委員会の運営協力を行ってきた。本業務は、文化財の保全にかかわる状況調査や保安対策、解体工事等の設計・監理と密接不可分の関係にあるため、施工監理業者以外の事業者による実施は困難である。</p> <p>以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名称 株式会社文化財保存計画協会</p> <p>住所 東京都千代田区一ツ橋 2-5-5</p>
※ 契約年月日	令和 4 年 9 月 20 日
※ 契約金額	9,240,000 円（消費税を含む）
契約期間	契約締結日の翌日から令和 5 年 3 月 31 日
担当課	地域振興部文化振興課（文化財係）
根拠規程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件名	商工融資幹旋システムの全庁 LAN 新基盤への移行業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	令和5年1月から稼働予定の全庁 LAN 新基盤に、商工融資幹旋システムを移行させる。
選定理由	<p>商工融資幹旋システムは、平成29年度にプロポーザル方式で下記業者を選定(29千地商観発第275号)し、平成30年度からシステムの構築・運用を行っている。</p> <p>本件は、この既存システムが稼働している基盤の変更に伴い、システムを新基盤へ移行させる業務である。同システム開発者以外の者に履行させると、システムの運用に著しく支障が生じるおそれがある。</p> <p>以上の理由により、商工融資幹旋システムを構築し、運用している下記事業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名称 有限会社 オー・シー・エス</p> <p>住所 中野区野方1-32-1 石川ビル3F</p>
※ 契約年月日	令和4年9月1日
※ 契約金額	2,420,000 円 (消費税を含む)
契約期間	契約締結日の翌日から令和5年1月31日まで
担当課	地域振興部商工観光課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

795

件名	障害者理解促進事業用啓発物品（卓上カレンダー）の購入
種類	物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	障害を持つ人が地域社会で十分に活動していくためには、人々の障害に対する理解を促進することが必要であり、その活動の一環として、障害者理解促進事業用啓発物品（卓上カレンダー）を購入し、配布することによって、障害者に対する理解を深めることを目的とした事業である。
選定理由	<p>下記業者は、世界中で活動し、障害者が口や足で描いた作品を複製し、販売している。その収入が障害者の奨学資金や生活の支えとなっている。</p> <p>したがって、障害者の自立支援の一助となるため、障害者団体ではないが、下記事業者を契約の相手方として指定する。</p>
契約の相手方	<p>名称 口と足で描く芸術家協会（口と足で描く芸術家出版）</p> <p>所在地 新宿区市谷砂土原町3-4 生泉市ヶ谷ビル内</p>
※ 契約年月日	令和4年9月22日
※ 契約金額	857,500 円（消費税を含む）
納入期限	令和4年11月2日
担当課	保健福祉部 障害者福祉課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件名	教職員向け勤怠管理システム導入に伴う既存環境設定作業
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	教職員向け勤怠管理システムの導入に伴い、データセンターの増強及び端末作業などの既存環境設定作業を行う。
選定理由	令和2年度に ICT 学校教育システムの回線、システム基盤、基盤系ソフトウェアやサービス等の構築・導入作業および、保守・運用業務について実施した公募型プロポーザル（令和3年3月17日、2千子指導発第999号決裁）の結果、下記業者に決定した。 本件、既存環境設定作業は ICT 学校教育システムと密接不可分の関係にあり、同一システム開発者以外の者にプログラムの増設・追加等を履行させると、既存の電算システムの運用に著しく支障が生じるおそれがある。 以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	法人名 株式会社 JMC 管業3課 所在地 東京都港区浜松町1-30-5
※ 契約年月日	令和4年9月19日
※ 契約金額	15,034,360円（消費税含む）
契約期間	契約締結日の翌日～令和5年3月31日
担当課	子ども部 指導課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれていません。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

件名	外濠公園総合グラウンドにおける人工芝の流出対策等業務(第728号)
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品 <u>委託</u> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	外濠公園総合グラウンドにおける人工芝流出の実態把握、外部流出が懸念される経路の流出対策、モニタリングに対して現地調査および提言を行う。
選定理由	<p>本業務は、環境問題であるマイクロプラスチックによる海洋汚染の対策として、外濠公園総合グラウンドに設置する人工芝が外部へ流出しないよう現地調査を行い、流出抑制の手法を提言するものである。そのため、本業務の遂行にあたっては、人工芝に特化したマイクロプラスチックの流出調査を行ったことがあり、人工芝が外部へ流出しない手法を提言できる能力が必須である。</p> <p>下記業者は、日本財団と連携し、国内300箇所以上で流出マイクロプラスチックの調査を実施しており、国内の河川を浮遊するマイクロプラスチックの20%以上が人工芝由来であることを突きとめ、他自治体において人工芝の水域流出抑止等に関する研究や、本業務同様人工芝に特化した流出実態調査及び対策提案の業務を実施した実績がある。また、これら実績によって培ってきたデータや知見を持っていると共に、日本スポーツ施設協会屋外施設部会や人工芝メーカー、研究機関、学識者といった様々な関係機関とのネットワークを有しているため、人工芝に関するマイクロプラスチックの流出課題に対し、効率的かつ効果的に課題解決に取り組むことが可能である。</p> <p>以上の理由により、下記法人を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名称 株式会社ピリカ</p> <p>住所 東京都渋谷区宇田川町2-1 渋谷ホームズ1308</p>
※ 契約年月日	令和4年9月26日
※ 契約金額	1,179,955円(消費税を含む)
契約期間	契約締結日の翌日から令和5年3月31日まで
担当課	環境まちづくり部 道路公園課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

件名	リモートワークシステム移設・移行業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	本区で導入しているリモートワークシステムを継続して利用できるようにリプレイス後の全庁 LAN ネットワークへ移設・移行業務を実施する。
選定理由	<p>下記事業者は、全庁LANシステム・サーバーを設計・開発をした事業者であり、令和2年度にリモートワークシステムを構築し、その後の運用保守業務も行っている。</p> <p>本システムの移設・移行業務は、既設の機器、設備、情報処理システム等と密接不可分の関係にあり、この業務を全庁LANシステム開発者以外の者に履行させた場合、責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明・故障修理などの対処が困難になるなど、当該システムの運用に著しく支障があり、業務の履行を達成できない。</p> <p>以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名称：東日本電信電話株式会社</p> <p>所在地：東京都港区西新橋三丁目2番8号</p>
※ 契約年月日	令和 4 年 9 月 16 日
※ 契約金額	8,241,200 円 (消費税を含む)
契約期間	契約締結日の翌日から令和5年3月31日
担当課	政策経営部 IT 推進課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれていません。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件名	第18回ちよだ文学賞に係る作品募集の記事掲載等業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	第18回ちよだ文学賞の作品募集を周知するため、読売新聞に記事を掲載する。また関連施設で要項等の配布を依頼する。
選定理由	ちよだ文学賞は、「千代田区文化芸術プラン」に基づく主要事業の一つであり、広く文学賞応募作品を募集するためには、できる限り多くの人の目に触れる機会あることが望ましい。 読売新聞社は、ちよだ文学賞を共催しており、日刊新聞の中で最大の発行部数を誇っていることから、同紙に記事を掲載することは、本事業の広報活動及び作品を募集するうえで非常に効果が高い。また、系列会社のカルチャーセンターは、東京都及び近県で14か所あり、ここでは、小説講座等も実施していることから、本文学賞応募者希望者への周知効果も期待できる。 以上の理由から、下記事業者を契約の相手方として指定する。
契約の相手方	名称 株式会社読売新聞東京本社 住所 千代田区大手町1-7-1
※ 契約年月日	令和4年9月30日
※ 契約金額	500,000円(消費税を含む)
契約期間	契約締結日の翌日から令和5年2月28日
担当課	地域振興部 文化振興課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

881

件名	九段中等教育学校 学校管理システム用機器等及び教員用パソコンの賃貸借 (再リース パソコン・プリンター)
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・委託、 <u>その他</u> (賃貸借)
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	学校管理システム用機器等及び教員用パソコンの賃貸借業務
選定理由	<p>下記事業者は、九段中等教育学校の学校管理システム用機器等及び教員用パソコンの賃貸借契約 (27 千中等シ発第 51 号、契約期間：平成 29 年 9 月 15 日～令和 3 (平成 33) 年 9 月 14 日) の落札業者である。4 年間のリース期間終了後、令和 4 年 9 月 30 日まで 1 年間の再リースをしたが、次年度リプレースすることから、一部の賃貸借物件を再リースし、引き続き使用する。</p> <p>以上のことから、下記事業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名称 日通リース&ファイナンス株式会社東京支店</p> <p>住所 東京都港区海岸 1-14-22</p>
※ 契約年月日	令和 4 年 9 月 20 日
※ 契約金額	3,001,680 円 (消費税を含む)
契約期間	令和 4 年 10 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日
担当課	九段中等教育学校 経営企画室
根拠規程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

747

件名	区神田公園出張所1・2階照明設備改修他工事
種類	工事：土木・建設・ <u>設備</u> ・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	千代田区神田司町2-2
概要	神田公園出張所1・2階の照明設備を更新、LED化する。 工事に伴い、2階に出張所を仮移転するための仮設工事を行う。 神田公園出張所ITV設備の更新を行う。
選定理由	当案件について、令和4年8月30日に制限付き一般競争入札を行ったが、応札者がなく、不調返戻された。そこで、下記業者と交渉したところ、価格、条件を変更せず本案件を請け負えることとなったため、契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称 株式会社タカタ設備 住所 東京都千代田区神田富山町19番地
※ 契約年月日	令和4年9月1日
※ 契約金額	16,830,000 円 (消費税を含む)
契約期間	契約締結日の翌日から令和5年3月17日まで
担当課	施設経営課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。